

観光事業者向け求人情報サイトと連携したマッチング支援業務 業務仕様書

1 業務の目的

三重県内の観光事業者は、コロナ禍による旅行者の大幅な減少の影響を大きく受け、人員整理が進んだ結果、旅行者が戻りつつある現状でも必要な人材を確保できず、人材不足がより深刻な状況となっている。

本業務は、回復する旅行需要を逃さないため、観光事業者の人材不足を解消することを目的とし、求人情報サイトと連携してマッチング支援を行う業務を委託するものである。

2 業務名

観光事業者向け求人情報サイトと連携したマッチング支援業務

3 契約期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

4 業務内容

業務の内容は、以下の（１）～（２）とする。

【本事業の対象事業者】

- ・本事業は、県内観光事業者を対象に実施すること。
- ・本事業における観光事業者の定義は、県内に宿泊施設を有する事業者、県内に観光施設等を有する事業者とする。

（１）求職情報サイトと連携した人材マッチング支援

- ・自社で保有及び運営する求人情報サイト等を活用し、県内観光事業者と求職者のマッチング支援を行うこと。
- ・求職者は、原則県内観光事業者で正社員での勤務を希望する者を対象とするが、観光事業者のニーズ等を踏まえ、正社員以外の雇用形態を含めることも可とする。なお、本事業開始時点で県内観光事業者に正社員として勤務している者は対象外とすること（有期雇用またはパート勤務からの転職を希望とする者は可とする）。
- ・募集職種は参加事業者と協議のうえ決定することから、多様な職種の募集に対応できること。
- ・参加事業者数は20者以上とし、参加事業者の募集、申込受付、審査を行うこと。
- ・参加事業者数が20者以上となるよう、事業者募集の手法について創意工夫を検討し、その具体的な内容を提案すること。なお、最終的な参加事業者は県と協議のうえ決定することとする。
- ・参加事業者が行う求職者の応募から採用に至る一連の採用活動の課題を把握し、例えば求人票や求人条件等の改善や、面接における対応等について個別にアドバイスするなど、課題改善に向けた支援を行うこと。その支援内容について、具体的に提

案すること。

- ・参加事業者が求める人材を含め、多くの求職者から応募させる工夫を凝らすこと。その内容について、具体的に提案すること。
- ・当該サービスの利用に要する経費のうち一部を参加事業者の負担とすること。参加事業者の負担額又は負担割合を、具体的に提案すること。
- ・参加事業者の負担経費は、受託者が直接参加事業者から徴収し、受託者の収入とすること。受託者は参加事業者からの徴収状況について、県に随時報告すること。
- ・別途本県が実施する「観光事業者向け人材確保対策セミナー(仮称)」について、本事業の参加事業者に受講を促すこと（※上記セミナーの開催時期は未定）。

(2) 調査・分析・事例集作成

- ・上記(1)に参加した事業者(可能であれば求職者を含む)に対し、アンケート等により調査を行うこと。
- ・今後県が行う観光事業者の人材確保に関する施策の参考とするため、アンケート結果の分析や、上記(1)業務の経過や結果について、効果検証を行うこと。
- ・上記(1)に参加した事業者に行った支援内容等、採用活動におけるポイント等をまとめた事例集を作成すること。

5 事業実施報告書の作成

事業全体の実施内容を記載した事業実施報告書を作成すること。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員(後方支援者も含む)について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、県庁舎内及び観光事業者の事業所等において業務を遂行する際は、社員証等の受託者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品物

(1) 事業実施報告書

- ・電子媒体、紙媒体(原則としてA4版、両面印刷) 各1部

(2) その他実施内容の説明に必要なと思われる資料

8 納入場所

下記14に示す所属

9 納入期限

令和7年3月24日（月）

10 費用の負担

本業務の履行に必要な備品は、受託者が負担すること。

11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。
- (2) 上記協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。業務実施内容の変更や、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

12 損害賠償

- (1) 受託者の故意または過失により人身、施設等に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により三重県に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 受託者の使用人が、業務遂行中に被った被害については、三重県は一切の責めを負わないものとする。ただし、三重県の責めに帰する場合はこの限りではない。

13 特記事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団

等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に 関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

14 担当部局

三重県観光部観光戦略課 山際、櫻井

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830

Email：kankost@pref.mie.lg.jp